



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
1月30日(金)  
第676号

## 目 次

### 告 示

○栃木県一般会計補正予算	59
○生活保護法による指定医療機関の名称の変更	60
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	60
○生活保護法による指定医療機関の指定辞退	60
○救急医療機関の指定	61
○土壤汚染対策法による要措置区域の指定の解除	62
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の一部解除	62
○道路の区域の変更	63

### 正 誤

○令和7(2025)年第594号中	63
-------------------	----

## 告 示

### 栃木県告示第62号

令和7年度栃木県一般会計補正予算（第7号）については、令和8（2026）年1月23日専決処分したので、その要領を次のとおり公表する。

令和8（2026）年1月30日

栃木県知事 福田富一

### 令和7年度栃木県一般会計補正予算（第7号）

令和7年度栃木県の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

**第1条** 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,001,750,120千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 岁入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
9 国 庫 支 出 金		138,180,749	1,265,000	139,445,749
	3 委 託 金	3,025,106	1,265,000	4,290,106
歳 入 合 計		1,000,485,120	1,265,000	1,001,750,120

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		44,034,495	1,265,000	45,299,495

5 選 挙 費	976,946	1,265,000	2,241,946
歳 出 合 計	1,000,485,120	1,265,000	1,001,750,120

(財政課)

**栃木県告示第63号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8（2026）年1月30日

栃木県知事 福田富一

病院、診療所又は薬局

変更年月日	名 称	所 在 地
令和7（2025）年12月1日	花・花薬局亀井店 (佐野調剤薬局)	佐野市亀井町2607-1

(注) 表中の（ ）内は変更前のもの

**栃木県告示第64号**

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8（2026）年1月30日

栃木県知事 福田富一

病院、診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和7（2025）年11月30日	医療法人社団望星会 グリーンタウンクリニック	下野市祇園2-3-2
令和7（2025）年11月30日	さかえ薬局	下野市石橋545-1

**栃木県告示第65号**

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8（2026）年1月30日

栃木県知事 福田富一

病院、診療所又は薬局

辞退年月日	名 称	所 在 地
令和8(2026)年1月5日	川田耳鼻咽喉科クリニック	小山市東城南4-6-4

(保健福祉課)

**栃木県告示第66号**

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和8(2026)年1月30日

栃木県知事 福田富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
社会医療法人中山会 宇都宮記念病院	宇都宮市大通り1-3-16	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
独立行政法人地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市南高砂町11-17	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人社団晃陽会 宇都宮第一病院	宇都宮市宝木本町2313	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人英心会 倉持病院	宇都宮市屋板町400-1	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人親仁会 佐藤病院	宇都宮市西3丁目1番11号	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
社会医療法人中山会 鷺谷記念病院	宇都宮市下荒針町3618	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
上都賀厚生農業協同組合連合会 上都賀総合病院	鹿沼市下田町1丁目1033番地	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人桃李会 御殿山病院	鹿沼市今宮町1682-2	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
社団医療法人明倫会 今市病院	日光市今市381	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人社団福田会 福田記念病院	真岡市並木町3丁目10番地6	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人社団厚生会 西方病院	栃木市西方町金崎273-3	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
社会医療法人友志会 石橋総合病院	下野市下古山1丁目15番4	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
社会医療法人博愛会 菅間記念病院	那須塩原市大黒町2番5号	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人社団京愛会 黒磯病院	那須塩原市高砂町3番5号	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人順整会 福島整形外科病院	那須塩原市弥生町1-10	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで

社会医療法人恵生会 黒須病院	さくら市氏家2650番地	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人薫会 菅又病院	塩谷郡高根沢町大字花岡2351	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
日本赤十字社 足利赤十字病院	足利市五十部町284-1	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
佐野厚生農業協同組合連合会 佐野厚生総合病院	佐野市堀米町1728番地	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
富塚メディカルクリニック	宇都宮市徳次郎町888	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人根本外科胃腸科医院	宇都宮市陽東4-17-10	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで
医療法人社団為王会 尾形クリニック	矢板市末広町45番地3	令和8(2026)年2月1日から 令和11(2029)年1月31日まで

(医療政策課)

**栃木県告示第67号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和6年栃木県告示第355号により指定した特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の全部について当該指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年1月30日

栃木県知事 福田富一

## I

- 1 指定を解除する区域  
小山市大字喜沢字海道西1475番1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

## II

- 1 指定を解除する区域  
小山市大字喜沢字海道西1475番1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

**栃木県告示第68号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年栃木県告示第356号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の一部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和8(2026)年1月30日

栃木県知事 福田富一

- 1 指定を解除する区域  
小山市大字喜沢字海道西1475番1、1475番5及び1475番344の各一部
- 2 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(環境保全課)

**栃木県告示第69号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、栃木県国土整備部道路保全課において、令和8（2026）年1月30日から同年3月2日まで一般の縦覧に供する。

令和8（2026）年1月30日

栃木県知事 福田富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 烏山停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
102	前	那須烏山市 烏山停車場から 那須烏山市南2丁目字金井町東裏 1029-1	14.7～14.7	50.0	
	後	那須烏山市 烏山停車場から 那須烏山市南2丁目字金井町東裏 1029-1	14.7～14.7	50.6	

(道路保全課)

**正 誤**

発行番号	ページ	行	正	誤
令和7 (2025)年第594号	314	下から 2	2309から2311まで、字青竜沢2312	2309から2312まで